

## 6. 障害児・医療的ケア児に対する支援の充実

### (1) 支援ハンドブック等の作成（令和元年度予算額6,000千円）

#### 【背景】

子どもの発達や障害に関する相談窓口は、乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでのライフステージごとに多くの行政機関・関係機関により設置され、様々な支援制度が運用されている。そのため、支援を必要とする子どもの保護者や支援関係者にとって必要な情報が、現状では分散している。

#### 【事業概要】

障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもの支援にかかる相談窓口や支援制度に関する情報を整理して、これらを一元的に閲覧できるハンドブック及びホームページを作成する。

#### 【事業効果】

支援が必要な子どもの保護者や関係者に対して、相談窓口や支援制度について分かりやすい情報提供を行うことにより、支援の充実を図る。

#### 【スケジュール】

令和元年4月～ 掲載情報等の整理・内容検討

令和2年2月頃 ハンドブック・ホームページ完成、関係機関への配布・案内

### (2) 西部療育センターにおける作業療法の充実（令和元年度予算額14,000千円）

#### 【背景】

療育センターにおける障害児訓練（リハビリ）のうち、特に発達障害児や肢体不自由児に対して行う作業療法（OT）のニーズが増加傾向にあり、中でも平成27年4月に垂水区に開設した西部療育センターにおける作業療法の待機期間が特に長期化している。

#### 【事業概要】

西部療育センターの作業療法（OT）について、訓練室の増設及び実施体制の強化を図る。

#### 【事業効果】

西部療育センター診療所における作業療法の実施枠数を増やすことにより、訓練実施までの待機期間の短縮を図る。

#### 【スケジュール】

令和元年5月～ 西部療育センター診療所の作業療法士（非常勤）を1名増員

令和元年11月～令和2年3月頃 西部療育センター診療所内の作業療法室増設工事を実施

### (3) 障害児支援のためのネットワーク構築（令和元年度予算額1,000千円）

教育・保育施設等における医療的ケア児の受入れ体制整備（令和元年度予算額 46,107千円）

#### 【背景】

平成28年度の児童福祉法改正により、地方自治体に対し「医療的ケア児（\*）」の支援のため関係者が集う連携・協議の場の設置が求められるなど、障害児支援のニーズの多様化に対応するためさまざまな支援の拡充が図られている。

本市では、障害児支援に関する全市的な課題を共有し、必要な支援策についての協議と施策の推進を検討する場として、平成29年度より「神戸市療育ネットワーク会議」を立ち上げ、この会議の一環として「医療的ケア児の支援施策検討会議」及び「児童発達支援センター連絡会」を実施している。

\*人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児

#### 【事業概要】

「医療的ケア児の支援施策検討会議」等において、引き続き支援の充実のための検討を行うとともに、医療的ケア児が心身の状況に応じて適切な保育を受けることができるよう、公立及び民間の保育所等において看護師を配置する等により受入れ体制を整備する。

#### 【事業効果】

保育所等において医療的ケア児を受け入れることにより、他の子どもとともに成長する機会の確保及び保護者の就労促進を図る。

また、「神戸市療育ネットワーク会議」での検討を通じて、障害児や医療的ケア児の支援を引き続き推進していく。

#### 【スケジュール】

- ・平成30年度より引き続き、公立・民間の教育・保育施設で医療的ケア児の受入れを実施
- ・「神戸市療育ネットワーク会議」を随時開催